

用途地域別規制値一覧

		1低	2低	1中高	2中高	1住	2住	近商	商業	準工	工業	工専	調整区域	
容積率 (法52条)		60%	100%	200%				300%	400%	200%			80%	
建ぺい率 (法53条) ※1		40%	50%	60%				80%		60%	50%			
外壁後退距離 (法54条)		-												
高さ制限 (法55条)		10m		-										
道路斜線 (法56条一号)	適用距離	20m												
	勾配	1.25						1.5						
隣地斜線 (法56条二号)	高さ+勾配	-		20m+1:1.25				31m+1:2.5						
北側斜線 (法56条三号)	高さ+勾配	5m+1:1.25		- ※2		-								
日影規制 (法56条の2)	制限対象建築物	軒高7m超、又は地上階数3以上		高さ10m超				-	高さ10m超	-				
	平均地盤からの高さ	1.5m		4m				-	4m	-				
	日陰時間 5m~10m以下	(二)3時間				(二)4時間				-	(二)4時間	-		
	日陰時間 10m超	(二)2時間				(二)2.5時間				-	(二)2.5時間	-		
採光 (法28条) 算定式		6d/h-1.4						10d/h-1		8d/h-1			10d/h-1	
※1 角地緩和 (建ぺい率) の条件 (法53条)				建ぺい率の10%加算条件は、右をご確認ください。 → 細則12条										
※2 1 中高、2 中高の北側斜線制限				同地域においては、法56条の2第1項の規定に基づく道条例60条の10で法別表第4の2の項に規定する(2)の号が指定されているため、当該地域の北側斜線制限はありません。(法56条1項3号括弧書き)										
凡例				法：建築基準法 道条例：北海道建築基準法施行条例 細則：芽室町建築基準法施行細則										